

有害物質保有量及びその低減対策	有害物質は、それを保有しているのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、事故や漏出、揮発等により環境中へ放出されるリスクがあることから、保有量についても低減を図る必要があります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
-----------------	---	---	--	----------	---------------

終章 ガイドラインの継続的改善に向けて

今回のガイドラインは、2000年度における検討成果をとりまとめたものです。環境報告書の内容に係る社会的なニーズや事業者の環境報告書の作成実態が常に発展し続けている現状を踏まえると、今後も、随時、本ガイドラインを改善していくことが必要と考えています。そのため、事業者の方々には、本ガイドラインに基づき実際に環境報告書を作成していただくとともに、環境報告書の読み手の側の方々も、本ガイドラインを参照して事業者の活動を評価していくことをお願いします。そして、その結果、本ガイドラインの問題点や課題等があれば随時意見を提出していただくことを期待しています。

このような試行とフィードバックのプロセスを経て、本ガイドラインの改訂を検討したいと考えています。